

お客さま 各位

芝信用金庫

しばしん法人インターネットバンキングの 不正送金被害補償について

■対象

しばしん法人インターネットバンキング

■概要

第三者が、お客さまの暗証番号等を盗み取り、不正送金等が発生した場合に、利用規定に基づき、お客さまの損害を補償します。

■補償金額

1 契約者あたり被害金額を上限として最高2,000万円（年1回限り）

※お客さまの故意・過失等により被害が発生した場合、補償金額を減額する、または補償対象外と判断される場合があります。

■補償の対象とならない主な場合（詳しくは、利用規定をご確認ください）

- ・不正取引被害に気付かれた後、当金庫に速やかにご通知いただいていない場合
- ・お客さまが、当金庫の調査に対し、十分なお説明をいただけない場合
- ・お客さまが、警察署への被害事実等の事情説明を行ない、その捜査に協力されない場合
- ・お客さまが、不正な資金移動等を防止するための適切な措置をとっていない場合
例：セキュリティ対策ソフトを最新のもので使用していない場合
例：メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやブラウザ等を利用している場合
例：基本ソフト（OS）、ブラウザなどを最新のものに更新していない場合
例：端末機（パソコン等）にパスワードを保存していた場合
例：端末機（パソコン等）本体にパスワード等を記載したメモを貼付していた場合
例：インターネット上（アプリやメモ等）にパスワードを保存していた場合
例：お客様カード等にパスワードを書き記していた場合
- ・正当な理由なく、パスワードやお客様カード等を安易に第三者に回答または渡した場合
- ・お客さまの家族・同居人または使用人・会社関係者等が使用または加担した不正による損害
- ・お客さまの故意・重大な過失または法令違反によって生じた被害
- ・第三者からの指示または脅迫により生じた被害
- ・お客さまに利用規定違反がある場合
- ・他人に譲渡・貸与または担保等として差入れられた端末機（パソコン等）を不正使用された場合
- ・端末機（パソコン等）および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で本サービスの不正利用が行なわれた場合
- ・当金庫が注意喚起しているメール型のフィッシング画面に不注意でパスワード等を入力した場合
- ・戦争・内乱または天変地異等による著しい秩序の混乱に乗じてまたは付随して不正利用が生じた場合

以上